令和6年度保存版

気象警報が発令されたときや地震が発生したときの措置について

摂津市立第三中学校

1 暴風警報(暴風特別警報)・大雨特別警報の発令、避難に関する発令があったとき

北大阪(摂津市)に暴風警報(暴風特別警報)または大雨特別警報が発令されている場合や、摂津市内のいずれかの地区において高齢者等避難・避難指示が発令された場合の対応

- ①午前了時の時点で発令されている場合は、登校を見合わせ自宅待機してください。
- ②午前9時までに解除された場合は、その時点から登校してください。
- ③午前9時までに解除されなければ、その日は臨時休業となります。
- ④授業途中で発令された場合は、下校時の安全状況を確認した上で下校します。
- ⑤午前了時〜始業の間に発令された場合、登校前の生徒は自宅待機してください。(以降は②③) 登校した生徒については、安全状況を確認した上で下校します。
- [2] その他の気象警報(大雨警報、洪水警報など)が発令された場合 原則として登校します。ただし、学校が地域のさまざまな状況を把握して危険があると判断したと きは、午前8時までに教育委員会と協議したうえで、休業とすることもあります。
- 3 震度5弱以上の大規模地震(余震)が発生した場合
 - ①登校開始前に発生した場合は、臨時休業となります。
 - ②登校中…危険な場所を避け安全な場所に一時避難したあと、原則として速やかに登校します。
 - ③在校中…安全な場所へ避難し、安全を確認したうえで保護者に引き渡します。
 - ④下校中…危険な場所を避け安全な場所に一時避難したあと、原則として速やかに帰宅します。
- |4| 震度5弱未満の地震(余震)が発生した場合

原則として登校します。ただし、校区の被害状況や生徒の安全確保の状況から、学校が非常の措置を取る必要があると判断した場合は、教育委員会と協議のうえで(臨時休業も含めた対応を)決定します。

※その他、校区内の広範囲にわたり危険な状態であると判断される場合は、教育委員会と協議のうえで 臨時休業措置をとることもあります。その場合は、学校からの"安全安心メール"の発信や電話連絡 等で別途お知らせします。

給食について

午前7時の時点で、上記のいずれかの対応として「自宅待機」となっている場合は、給食は中止となります。その際は、予約システムに残高が戻る形で返金されます。

上記の内容は第三中学校 HP にも掲載しております

https://www.city.settsu.osaka.jp/chuugakkou/3/oshirase/index.html